

【事例85】「スーパー内で契約したウォーターサーバーは、中途解約料が必要なもの！！」

【事例】ショッピングモールで「1ヶ月は無料で、その後は500円程度の負担でおいしい水が飲めます」と勧誘されたので、ウォーターサーバーのレンタルと2ヶ月に1回の水の定期宅配契約を結んだ。その後、自宅にサーバーと水が配送されたが、設置方法がわからず、自分では管理できないと思い、その日のうちに解約を申し出た。ところが、1万6千円も解約料を請求されて驚いた。解約料が発生するという説明はなかった。

(70歳代 女性)

【対処法】①ショッピングモール等の特設ブースではとても魅力的に見えても、自宅に設置できるのか、水のパックの交換は一人でできるのか、など、十分に検討する必要がありました。② サーバーのレンタル期間は複数年と決められていたり、中途解約料を請求される決まりになっていることが多いので、注意が必要です。③ クーリングオフを申し出ることが可能な場合があります。契約書を確認してください。④ 万が一期間が過ぎてしまっても、勧誘の時の違法性を追求できる場合がありますから、あきらめないで相談してください。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。